

## 第3部 長野市環境マネジメントシステムの概要と実施状況

### 第1章 長野市環境マネジメントシステムの概要

市では、約10年にわたる ISO14001規格に適合した環境マネジメントシステム(以下「EMS」という。)の運用により、環境負荷の少ない事務事業が実施されるようになったこと、職員の環境に対する意識が向上したこと、施設・設備等の管理手順が整い、管理体制が整備されたこと等の一定の成果を上げることができました。

しかしながら、エネルギーの使用の合理化に関する法律や地球温暖化対策の推進に関する法律の改正等により地球温暖化対策の枠組みが強化され、本市においても、これまでEMSの適用範囲としていなかった施設への対応が必要となりました。

地球温暖化対策を始めとする環境問題に対しては、長期にわたる取組とともに、変化に対し柔軟に対応することが必要であり、EMSについても同様に、より柔軟性のあるものへ継続的に改善することが求められることから、「事務事業評価に環境の視点を追加すること」、「エネルギー使用量を一元的に管理すること」、「適用範囲を拡大すること」、「公共工事に係る環境配慮の拡大を検討すること」、「重複事務の解消」、「各種調査の廃止」等の方針のもと、新たな「長野市環境マネジメントシステム(以下「NEMS(ネムス)」という。)」を構築し、平成23年4月から本市独自のシステムを運用しています。

なお、環境に対する組織の「方向性」「考え方」「姿勢」「原則」等を示す環境方針については、第二次長野市環境基本計画に合わせ、次のとおり定めています。

#### 長野市環境方針

長野市は、世界と未来に誇りうる環境調和都市の実現をめざしています。

大きな恵みを与えてくれる自然を将来の世代に引き継ぐとともに、持続可能な社会をつくりあげていくことが私たちの責務と認識し、市民・事業者とのパートナーシップのもと環境に配慮した事務事業に取り組みます。

- 1 第二次長野市環境基本計画に基づき、次の項目について重点的に取り組みます。
  - (1) 循環型社会の構築
  - (2) 良好な生活環境の確保
  - (3) 質の高い自然環境の確保
  - (4) 豊かで快適な環境の創造
  - (5) 低炭素社会の構築
  - (6) 市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進
- 2 環境法令等を順守します。
- 3 定期的に内部監査及び見直しを実施し、システムの継続的改善を進めます。

平成24年4月1日

長野市長

# 1 環境マネジメント適用範囲と組織体制

## (1) 適用範囲

NEMSの実施内容等により、三つの適用範囲に分け運用します。

### ① 基本適用範囲

- a 対象 総務部、企画政策部、財政部、市民生活部、保健福祉部、長野市保健所、こども未来部、環境部、商工観光部、農林部、建設部、都市整備部、駅周辺整備局、会計局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会及び上下水道局
- b 実施内容 「環境法令等一覧表の作成」「エネルギー使用量の報告」「環境監査」「不適合の是正」「環境研修」「緊急事態への対応」「NEMSに関する情報の取扱」

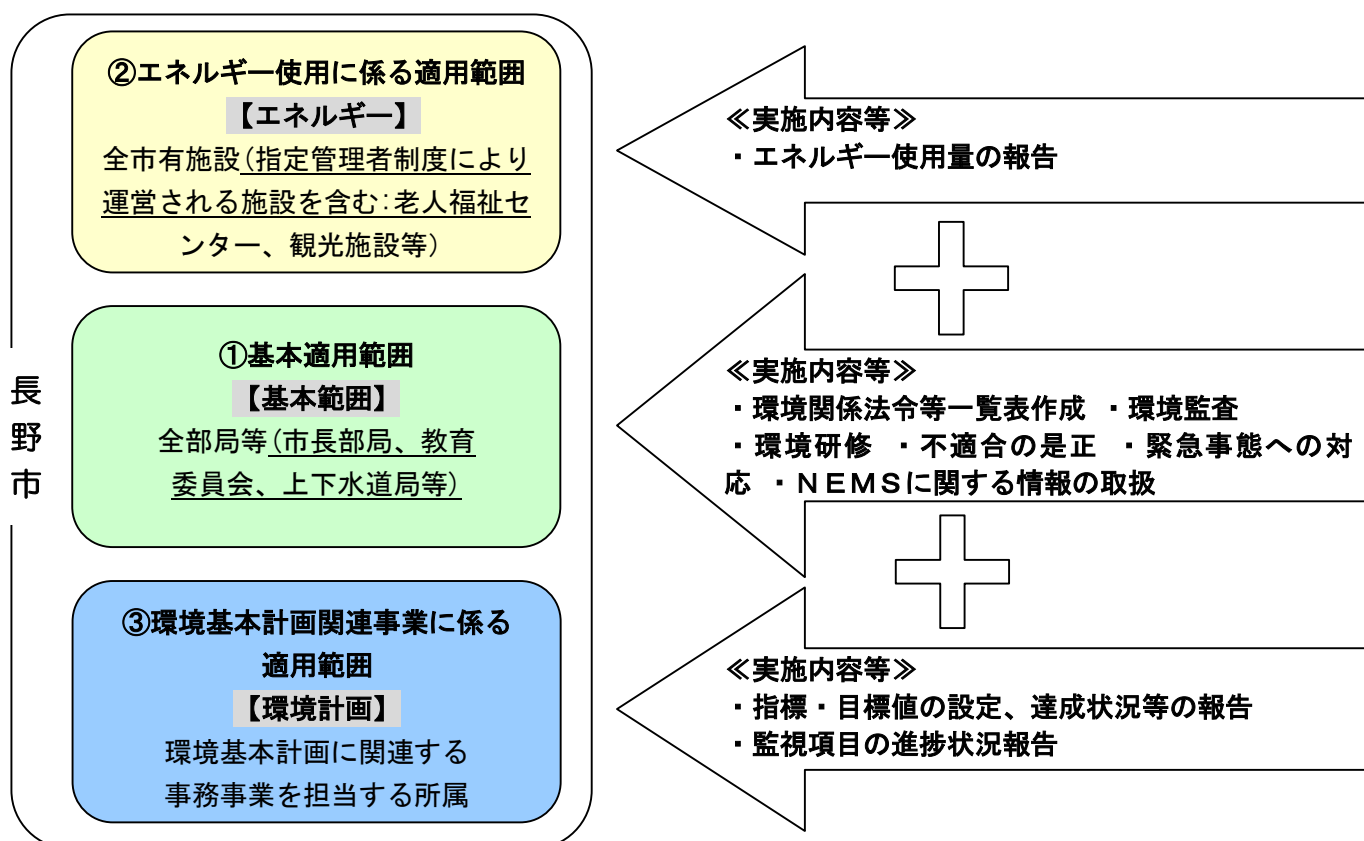
### ② エネルギー使用に係る適用範囲

- a 対象 上記①のほか、指定管理者制度により運営される施設を含む全市有施設等
- b 実施内容 「エネルギー使用量の報告」

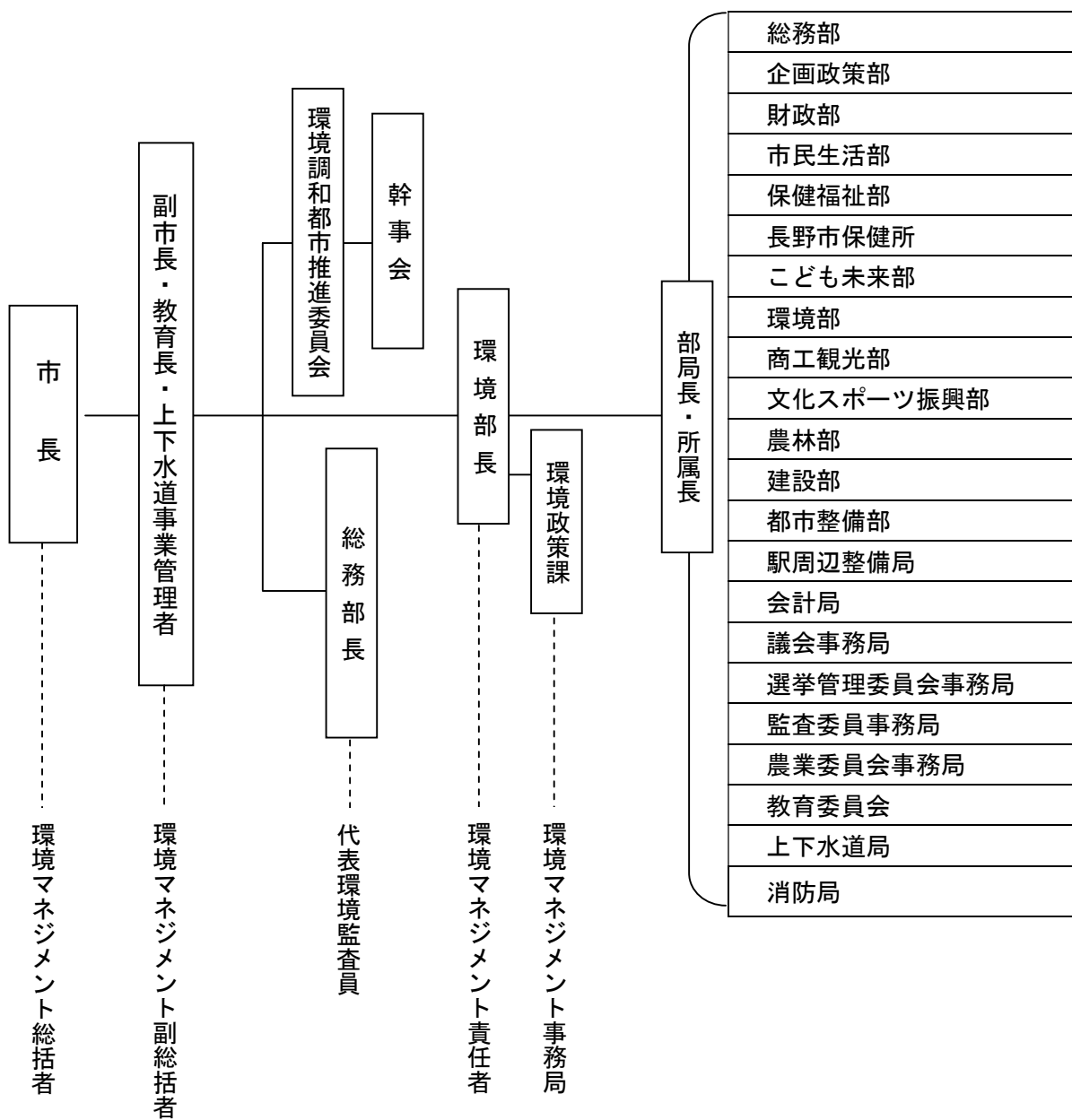
### ③ 環境基本計画関連事業に係る適用範囲

- a 対象 上記①のうち、環境基本計画に関連する事務事業を担当する所属
- b 実施内容 上記①に加え、「指標・目標値の設定」「指標・目標値の達成状況等の報告」

## 【適用範囲イメージ図】



(2) 推進体制



## 2 環境マネジメントシステム監査

平成28年度長野市環境マネジメントシステム環境監査の結果は、次のとおりです。

### (1) 実施概要

#### ① 実施期間

平成28年10月31日(月)～11月18日(金)

#### ② 監査の目的

- ア 長野市環境マネジメントシステム（NEMS）の運用状況について検証する。
- イ 長野市公共工事率先実行計画の運用状況について検証する。
- ウ 作成した手順等がある場合、それが適切であるか検証する。
- エ NEMSに不合理な箇所がないか検証する。
- オ NEMSの改善に必要な情報を市長（環境マネジメント総括者）、環境部長（環境マネジメント責任者）等に提供する。

#### ③ 監査チーム

環境監査員：24人、  
相互環境監査員：3名(信州大学工学部)

#### ④ 監査基準

- ア 長野市環境マネジメントシステムマニュアル
- イ 長野市公共工事率先実行計画
- ウ 環境法令等
- エ 環境方針及び各部局等が制定したマニュアル、手順等の関連文書

### (2) 実施結果

不適合等	重度の不適合 ・「環境法令等」への違反があるもの	—
	軽度の不適合 ・マニュアル及び関連文書により規程された事項からの逸脱等	—
	観察 ・重度・軽度の不適合とはならないが改善することが望ましいもの	1
環境に配慮した主な取組 不要な照明の消灯、紙の削減、エコドライブ・アイドリングストップの実施、環境教育の実施、市民・施設利用者に対する省エネの啓発・協力要請の実施など		

## 第2章 長野市環境マネジメントシステムの実施状況

項目	内容
マネジメントレビュー (平成28年8月26日)	<p>環境マネジメント責任者(環境部長)からの平成27年度の環境監査結果、指標・目標値の達成状況報告等の報告に基づき、環境マネジメント総括者(市長)から、今後の方向性等について示される。</p> <p>○ マネジメントレビュー(市長による見直し指示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二次長野市環境基本計画最終年度のため、全ての目標値の達成に努めること。</li> <li>・エネルギー使用量の増加を、可能な限り抑制すること。</li> <li>・関係法令等を、遵守すること。</li> <li>・新たな課題に対応した目標と施策を定め、実効性のある第二次長野市環境基本計画後期計画を策定すること。</li> </ul>
指標・目標値の決定 (平成28年8月30日)	<p>第二次環境基本計画に掲げた指標(28項目)の目標(29項目)の平成28年度目標値を環境調和都市推進委員会において決定する。</p>
指標・目標値の達成状況及びエネルギー使用量の平成28年度の報告 (平成29年5月)	<p>○ 指標・目標値の達成状況</p> <p>第二次環境基本計画に掲げた指標(28項目)の目標値(29項目)の達成状況について、担当課から事務局(環境政策課)に報告する。</p> <p>目標未達成の指標(13項目)については、併せて「不適合是正計画書」を提出する。</p> <p>○ 監視項目の進捗状況</p> <p>第二次環境基本計画に掲げた施策(124施策)の具体的な取組(監視項目135項目)の進捗状況について、担当課から事務局(環境政策課)に報告する。</p> <p>○ エネルギー使用量</p> <p>全市有施設(庁舎、学校、指定管理者制度導入施設など1,292施設)、庁用車(581台)のエネルギー使用量について、担当課から事務局(環境政策課)に報告する。</p>
環境法令一覧の作成 (平成28年5月)	<p>環境に負荷をかける又はおそれのある事務事業活動の実施に当たり順守すべき環境法令等について、その内容や基準等を明らかにした「環境法令一覧表」を担当課(156所属)において作成する。</p>
環境監査 (平成28年10月)	<p>環境法令等を順守しているか、マニュアルに適合しているかなどの点から環境監査を実施する。(対象:70所属)</p> <p>監査結果:重度の不適合及び観察なし</p>
環境研修 (平成29年2月7日)	<p>環境問題に対する理解を深めるため、管理職を対象に研修会を開催する。</p> <p>実施日:2月7日(火) 出席者 約100名</p> <p>内 容:長野県における温暖化と適応策について</p> <p>講 師:長野県環境保全研究所 自然環境部温暖化対策班 浜田 崇 氏</p>